

## 〈英文誌編集委員会細則〉

### 第1条（趣旨）

本細則は、日本陸水学会会則（以下「会則」という）第3条および第21条に基づき、英文誌の編集に関して必要な事項を定める。

### 第2条（Limnology）

日本陸水学会の英文誌は、「Limnology」と称し、広く陸水学に関して投稿された報文を掲載する。

- 2 「Limnology」の発行回数は年3回とする。
- 3 前項に定めるもののほか、必要に応じて特別号を発行することができる。

### 第3条（編集委員会）

英文誌編集のために編集委員長、編集幹事、編集委員からなる英文誌編集委員会をおく。

- 2 編集委員長の指名により、副委員長と若干の編集顧問をおくことができる。

### 第4条（委員の任命）

編集委員長および編集幹事の任命と任期については、会則第14条および第15条に定めるところによる。

- 2 編集委員の任命と任期については、会則第20条の定めるところによる。
- 3 編集委員長は、以下の場合に臨時の編集委員を任命することができる。臨時編集委員の任命については、前項によらないものとする。
  - 一 編集委員では、投稿原稿の分野に対応する専門性が保証できないと判断される時。
  - 二 別冊特別号および特集の編集等において特定分野の論文が集中し、編集委員だけでは作業が円滑に行えないと判断されたとき。

### 第5条（編集委員長の任務）

編集委員長は、次の業務を行う。

- 一 編集委員会の招集。
- 二 評議員会および総会での編集活動報告。
- 三 投稿原稿の受付に関する手続き。
- 四 投稿原稿を校閲するための担当編集委員の指名。
- 五 投稿原稿の校閲状況に関する進行管理。
- 六 担当編集委員からの校閲結果に基づく掲載可否の最終判断。
- 七 特集など企画の実施についての判断。
- 八 英文誌掲載記事の転載に関する許諾。
- 九 その他編集に関する事項。

### 第6条（編集幹事の任務）

編集幹事は、学会との連絡および編集業務を担当する。

- 2 編集業務には、関連する著作権処理の作業を含む。ただし、業務量過多により達成が困難な場合には、

編集委員の一人が当該業務を代行できる。

#### 第7条（編集委員の任務）

編集委員は、投稿原稿を閲読するとともに、複数の専門家に原稿の校閲・審査を依頼する。校閲結果に基づき、原稿の採否を検討し、その結果を著者および委員長に報告する。

#### 第8条（会議の開催）

編集委員長は、年1回以上対面による編集委員会を開催し、編集方針や活動に関する事項を編集幹事・編集委員と協議し、その結果を評議員会および総会に報告しなければならない。

- 2 年2回以上の会議の開催については、通信手段による会議で代用できる。

#### 第9条（英文誌の構成）

「Limnology」は、投稿による報文で構成される。

#### 第10条（報文）

報文は、陸水およびそれと密接な関連分野の原著論文、速報、総説、アジア／オセアニア・レポート、討論などとする。それぞれの詳細は、英文誌編集委員会で決めるものとする。

#### 第11条（特集および特別号）

特定のテーマによる「特集」を組むときは、特集を構成する報文の種別は、原則として前条に従う。特別号を作成するときも、構成する報文の種別は、原則として前条に従う。ただし、シンポジウムや会議のプロシーディングを作成するときはこの限りではない。

#### 第12条（言語）

報文の言語は、英語とする。

#### 第13条（投稿）

投稿資格には、制限を設けない。投稿にあたって、著者は別に定める投稿規定および執筆要領に従わなければならない。

#### 第14条（受付）

投稿された原稿の受付の可否の判断は、編集委員長が行う。

#### 第15条（校閲）

投稿原稿については、編集委員長が担当編集委員を指名し、校閲作業を進める。

- 2 原稿の校閲は、複数の専門家に依頼する。校閲の結果、内容に問題があると判断された場合には、担当編集委員が編集委員長にその旨を報告する。編集委員長は、校閲結果が妥当と判断された場合には、その内容を著者に通知し、原稿の修正を求める。

#### 第16条（受理または却下）

校閲の結果、「Limnology」への掲載が適当であると判断された場合、担当編集委員は、編集委員長にその旨を報告し、受理を勧告する。編集委員長は、この勧告が適当と判断された場合、受理の手続きを行い、著者に通知する。

- 2 校閲の結果、投稿された原稿の「Limnology」への掲載が不適当であると判断された場合、担当編集委員は、編集委員長にその旨を報告し、却下を勧告する。編集委員長は、この勧告が妥当と判断された場合に却下の手続きを行い、著者に通知する。

#### 第17条（討論）

報文のうち、討論については、編集委員会で掲載の可否を判断するが、必要に応じて外部の専門家に意見を聞くことができる。なお、討論の際の著者と相手のやり取りは、必ず編集委員会が仲介して行う。

#### 第18条（会誌への掲載）

受理された原稿は、出版社による英文校閲を受ける。

- 2 出版社は、著者との校正（一回とする）を経て、受理原稿を印刷・発行する。
- 3 雑誌の発送作業は、委託業者が行う。

#### 第19条（権利関係）

「Limnology」に投稿・掲載された報文の著作権は原則として学会に帰属する。

- 2 「Limnology」に掲載された報文の一部の転載を外部から依頼された場合、その可否の判断ならびに許可は、学会の判断による。

#### 第20条（経費の負担）

別刷りの代金は、すべて著者の負担とする。別刷り代金の徴収は、出版社が行う。

#### 第21条（その他）

編集委員会は、投稿原稿作成の詳細について、投稿規程および執筆要領を作成し、英文誌または出版社による「Limnology」のホームページで読者に提示しなければならない。

#### 付 則

本細則は、2011年9月24日から施行する。2013年9月12日改定。2020年12月26日改定。